

津和野町イメージアップキャラクターの着ぐるみの出演に関する要領

平成25年3月22日

告示第16号

(趣旨)

第1条 この要領は、津和野町イメージアップキャラクター「つわみん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を活用して各種イベント等や学校行事等に出演するときの取扱いに関し、必要な事項を定める。

(出演受付機関)

第2条 着ぐるみの出演受付は、別表に掲げる機関(以下「受付機関」という。)が行う。

(出演対象)

第3条 出演の対象は、以下各号のいずれかのおりとする。

- (1) 町、町に属する各機関・団体のほか、町が適当と認めたものが主催する町内のイベントや学校行事等
- (2) 津和野町内外の観光イベント等で津和野町の知名度向上につながるもの
- (3) 上記のほかメディア出演等町長が適当と認めたもの

(出演申請)

第4条 着ぐるみ出演を申し込むもの(以下「申込者」という。)は、使用開始日より2週間前にイメージアップキャラクター「つわみん」着ぐるみ出演申請書(様式第1号)を受付機関に提出するものとする。なお、複数の申込者から同一時間帯に申請があった場合などは、津和野町の知名度向上に貢献する度合いの高い事業の出演を優先するものとする。

(出演許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみ等の出演を許可し、イメージアップキャラクター「つわみん」着ぐるみ出演許可書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

- (1) 町及びイメージアップキャラクターの品位を傷つけるとき、又は利用によって誤認又は混同を生じさせる等正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 町が行う事業その他関連事業の推進に支障を来すおそれがあるとき。
- (3) 第6条第1項各号に規定する遵守事項に従って着ぐるみを出演させないとき、又は出演させることができないとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、企業及び営利団体、政党、宗教団体等を支援又は公認して

いるような誤解を与えるとき、又は与えるおそれのあるとき。

(6) 事業の資質上、着ぐるみ貸出しが適当と認められるとき。

(7) その他町長が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

2 第1項の規定に関わらず、町長が適当と認めたときは、着ぐるみ出演の許可ができるものとする。

(出演に係る遵守事項)

第6条 申込者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 前条に規定する使用許可証の指示する内容に従うこと。

(2) 着ぐるみ、着ぐるみに入る人員1名、補助員1名（以下「着ぐるみ出演者」という。）の控室及び駐車場1台を出演会場に確保すること。

(3) 会場内における、着ぐるみ出演者の安全を確保すること。

(4) 雨天時及び炎天下の野外等着ぐるみ出演者の安全が確保されない天候において、当日出演をキャンセルするおそれがあることを了承すること。

(5) 着ぐるみ出演者の休憩及び休息時間を確保すること。

(6) その他、町長が指示する条件に従って使用すること。

(出演地域)

第7条 着ぐるみ出演者が出演する地域は、原則として津和野町内及び宿泊費等交通費が不要な近隣市町村とする。ただし、第3条第1項第2号及び第3号に規定する内容は、この限りでない。

(出演料)

第8条 出演料は、前条に該当する地域は原則無料とする。ただし、前条ただし書に規定する内容に出演する場合の出演料は、申込者と協議し決定する。

(出演禁止及び許可の取消)

第9条 町長は、申込者が許可された内容に違反したときには、当該出演を禁止し、当該出演許可を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により出演を禁止し、出演許可を取り消すときには、イメージアップキャラクター「つわみん」着ぐるみ出演禁止・出演許可取消し通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による出演禁止・出演許可取消しにより申込者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(現状復帰)

第10条 申込者は、着ぐるみ出演者の責によらず着ぐるみ等を滅失、破損又は汚損等その他損害を発生させた場合は、その損害の程度により、現物又は実費による賠償、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

(受付機関の責任)

第11条 着ぐるみ出演者を出演させたことによる申込者が被った被害、又は申

込者が第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、町長は、損害賠償及び損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(補足)

第12条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみ等の出演の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

貸出機関名	連絡先	住 所
津和野町 商工観光課	T E L 0856-72-0652 F A X 0856-72-1650	〒699-5605 津和野町後田口 64-6